

新型コロナウイルスに便乗した悪質商法 「コロナで困っている」等と言い、嘘や強引な勧誘で魚介類を購入させる 手口に気を付けて！

新型コロナウイルスの感染拡大によって、令和2年は社会や暮らしが大きく変化しました。一時的にマスクや消毒液等が店頭で不足するなど生活に影響が出たり、いわゆる巣ごもり需要によりインターネット通販に関する相談が増えたり、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法の相談も寄せられています。

国民生活センターでは、コロナ禍に関連して寄せられた相談を集計・分析し、速報として消費者のみなさんへ情報提供や注意喚起を行っています。被害の未然防止のために相談事例を紹介します。

【事例1】 魚介類販売業者から、「過去に注文してもらったお客に・・・」と電話があり、「コロナ禍で地元の観光客が減少している」との話に同情してしまい、15000円の魚介類セットを注文してしまった。しかし、過去に購入した業者は別業者であることがわかり、電話をしてきた業者は嘘だった。注文をキャンセルしたい。担当者や連絡先は聞いてない。どうしたらよいか。

【事例2】 以前に魚介類を購入した他県の業者から電話があり「コロナ流行のために経営が苦しいから助けてほしい」と頼まれて約2万円の魚介類品を注文した。しかし、届いた品物は貧弱なもので、値段に見合っていない品物だった。クーリングオフしたいのに、業者は電話が繋がらない。対処法は？

【事例3】 遠方の業者から「コロナの影響で困っているので魚介類を買ってください」と電話があった。何度も断っても「送ります」と言って業者が電話を切ってしまった。もし届いたらどうすればよいか？

消費者へのアドバイス

- ・『観光地等で収入が落ち込み、助けてほしい』等と消費者の関心を引き、強引な勧誘をしてくる手口が見受けられます。強引に勧めてきても、連絡先を言わない等不審な点があれば、話し込まずに、きっぱり断りましょう。
- ・業者からの電話で契約した場合は、クーリングオフができます。特定商取引法の『電話勧誘販売』にあたり、電話で購入を承諾しても、契約書面を受け取ってから8日間は解約できます。
- ・一方的に商品が届いてしまったときは、できれば送り主の名称や所在地をメモしてから受け取り拒否をしましょう。もし、受け取ってしまった場合、代金は支払わず、特定商取引法により、受け取った日から14日間もしくは、消費者が商品の引取りを業者に請求した日から7日間は商品を保管する必要がありますが、その期間に業者が引き取らなければ、消費者が自由に処分してよいことになっています。
- ・魚介類の送り付け商法に関する相談は以前からありますが、コロナの影響で在宅する人が増えているとみられるため、このような電話勧誘には注意が必要です。

[令和2年12月 国民生活センター 公表]

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 0584-68-0185
- 消費者ホットライン ☎^{いやや}188